

しんろ 進路だより

けんりつむかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがっか
県立 向の岡工業高等学校 定時制総合学科

がくしゅうしえん れいわ ねん がつ にちはっこう だい ごう
学習支援グループ令和3年2月26日発行 (第186号)

Classroomでも配信しています。

ぜんねんじ
【全年次】

や かた アルバイトの辞め方

こうこうせい はじめ しょく しょく
高校生になって始めたアルバイトですが、就職が決ま
った人は「アルバイトを辞めます」とアルバイト先の
せきにんしゃ つか ひつよう
責任者にしっかりと伝える必要があります。



(1) いつまでに「辞める」と言えばよいのでしょうか。

ほうりつじょう しゅうかんまえ たいしょく いし つた ぶんぼう じょう こう
法律上は「2週間前までに退職の意思を伝えればよい」(民法627条1項)という
ことになっています。しかし、勤務先の就業規則で「1か月前までに」と決まってい
る場合には、その規則に合理性が認められれば、こちらが優先されることになります。
つまり、勤務先によって「いつまでに“辞める”といえれば良いのか」というのは答え
が変わってくるわけです。

(2) 辞める時には有給休暇を使い切ろう！

ある程度の期間働いていると「有給休暇」があるはずです。退職するまでの期間を
けいさん のこ ゆうきゅうきゅうか しょうか ろうどうしゃ けんり こうし
計算し、残った有給休暇を“消化”することにより労働者としての権利を行使しましよ
う。また、アルバイト先の責任者に「アルバイトだから有給休暇は無いよ」等と言われ
ることがあるようです。その際には、有給休暇が付与されていない理由を示してもらい
ましょう。有給休暇付与日数の早見表を次に示します。

ゆうきゅうきゅうか ふ よにつうすう はやみひょう つぎ しめ
有給休暇の付与日数早見表(所定労働時間が週当たり30時間未満の場合)

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	雇い入れ日から起算した継続勤務期間 (単位:年)						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

(3) 過去にあったトラブル

しんがく かんが かね そつぎょうご
「進学も考えたけれども、お金がないからとりあえず卒業後はフリーターになる」そ

のように考えていたAさん。もちろん勤務先にも事情は伝えてあり、4月からの勤務もフルタイムに近い状態でアルバイトができるものと信じていました。

しかし、3月になって4月のシフト表が配られてビックリしました。なんと、週当たり25時間程度しかシフトが入っていなかったのです。責任者に確認をすると、「本部から”新人のBさんもアルバイトでよろしく”といわれて、シフトに空きが出てしまった」と説明を受けました。納得のいかなかったAさんは、すぐに学校にこのことを相談。進学之梦もありましたが、「就職したい」という気持ちの方が高まり、生活を確実に守る為にも学校斡旋による就職活動を卒業する3月から急遽始めることになりました。

残った求人票を探し出し、就職活動を行うことも大変難しかったのですが、それよりも困難を極めたのはアルバイトで働いていた職場への対応でした。「アルバイトを4月以降辞める」と伝えたと、「無責任なことをしても良いのか」「代わりの人を探せ」「契約違反だ」等と様々な妨害にあいました。窮地に追い込まれたAさんですが、学校のアドバイスを受けながら屈することなくアルバイト先の責任者に対して的確な説明を繰り返しました。「無責任ではなく、法的に認められた権利を行使している」「アルバイトが代わりアルバイトを探す必要はない」「そもそも4月以降のフルタイムの仕事を用意できなかったのは、この会社だ」と、反論しました。最終的には有給休暇もしっかりと使用して無事に仕事を辞めることができました。また、本校の進路担当だけでなく、ハローワークもこの事態を受けて全面的に協力をしていただき、3月末には無事に希望する職種に就職することができました。

時間こそ掛かりましたが、Aさんは無事にアルバイト先を退職し、希望する職種に就職することができました。ここで大切なのはAさんが自分一人で抱え込まず、すぐに学校に相談したことです。皆さんも何か困りごとがあったら「こんなことで相談しても良いのかな？」などと考えず、すぐに相談することが大切です。

(4) 職業選択の自由

いま働いている職場を辞めたいと考えて、退職の意思を示した際に、「辞めるなら代わりの人を見つけてきなさい」「自分勝手なことは許さない」と言いがかりをつけて、なかなかアルバイトを辞めさせてもらえないケースがよくあるようです。

これは、日本国憲法第22条で定められている「職業選択の自由」に抵触する恐れのある重大な問題です。そのような場合には自分一人で抱え込まず、家族や学校の教員、労働問題を取り扱っている窓口にご相談することをお勧めします。